## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第１３２号**
北海道斜里郡斜里町ウトロ中島　有限会社しれとこ村つくだ荘、住民票上の住所札幌市中央区南10条西８丁目３番１―602号
債務者　山崎　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２８５号**
札幌市白石区南郷通12丁目北１番15号　岡田ビルＡ－３－２号
債務者　大西　　光
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３９０号**
札幌市厚別区厚別南２丁目３番18―205号
債務者　久保真由美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５４０号**
北海道千歳市旭ヶ丘４丁目６番２号
債務者　三国谷　栄
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６７８号**
北海道江別市野幌町61番地の５　ウエストヴェリー105号
債務者　村山　和明
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６７９号**
北海道江別市野幌町61番地の５　ウエストヴェリー105号
債務者　村山由利子（旧姓寺岡・武田）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６９３号**
札幌市白石区中央２条６丁目12番20―301号
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７０２号**
札幌市中央区大通東５丁目４番地　シティノースワン405号
債務者　橋本　進也
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７４９号**
札幌市東区北44条東14丁目３番１号　Ｋ＆Ａステータス101号
債務者　馬場未佐子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７６６号**
札幌市東区北22条東23丁目４番24号　第２佐藤マンション
債務者　福島りつ子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７６７号**
札幌市東区北22条東23丁目４番24号　第２佐藤マンション
債務者　福島　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７９０号**
札幌市清田区真栄２条１丁目９番２号　Ｔ＆Ａ真栄203号
債務者　堺　　秀和
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８１４号**
札幌市清田区平岡４条３丁目15番６号　ミドリＭＳ―102号
債務者　ンダウ邦代
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８２３号**
札幌市中央区北３条西７丁目１番地１　緑苑ビル606号
債務者　土屋　明子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８６１号**
札幌市白石区菊水元町10条１丁目４番11号　元町レジデンスＢ―101号
債務者　中山　廣美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８９９号**
札幌市北区北24条西14丁目５番１―202号
債務者　橋　こずえ（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９２３号**
北海道千歳市花園７丁目４番６―301号
債務者　藤村　京子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部